岩手県選挙管理委員会告示第18号

岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年３月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長　八木橋　伸　之

岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示

岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成13年岩手県選挙管理委員会告示第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第１条　［略］	（趣旨） 第１条　［略］ （要配慮個人情報） 第１条の２　条例第２条第２号の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 （１）　次に掲げる心身の機能の障害があること。 ア　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害 イ　知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害 ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第２条第１項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。） エ　治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第４条第１項の政令で定めるものによる障害（障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるものに限る。） （２）　本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果 （３）　健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 （４）　本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。 （５）　本人を少年法（昭和23年法律第168号）第３条第１項

	に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この告示は、平成30年10月１日から施行する。